

吹田市教育委員会事務局用公用軽自動車リース契約入札に係る質疑回答

No.	質問事項	回答
1	フロアマットはゴムタイプでもよいですか。	可とします。
2	看板のサイズ指定、色指定はありますか。	サイズについては縦18cm×横4cmとし、色は紺色を予定しています。詳細は受注者決定後協議の上定めるものとします。
3	車処分にあたりリサイクル料の返金は無しでもよいですか。	返金無しでも可とします。
4	タイヤはラジアルタイヤのみでよいですか。	ラジアルタイヤのみでも可とします。
5	タイヤパンク時はその場での修理ではなく、JAF等でメンテ工場まで運び修理対応を行う形でもよいですか。	可とします。
6	11月1日に登録した場合、納車は2～3日後となりますがよいですか。	可とします。
7	車両登録の手続き上、登録から納車まで1日で終了しない場合があります。例えば11月1日に契約開始となる場合、車両の登録を11月1日に行くと納車は翌日以降となりますが可能ですか。(11月1日に納車できるよう、10月28日に登録したとすると車検期間が10月27日にきれてしまい、契約満了前の数日間車が使用できなくなります。※再リースする場合を除く)	
8	リース開始日＝登録日(今回は11月1日)になりますが、納車は3営業日目納車の予定でよいですか。	
9	長納期の状況ですのでもし11月1日登録に間に合わなかった場合、翌月以降にずらしてもよいですか。	やむを得ず11月1日以降の登録となる場合以下のとおり取扱うものとします。
10	コロナ禍や半導体供給不安によるメーカー生産調整等で納期遅延の可能性があります。このような受注者の不可抗力による納期遅延が発生した場合、ペナルティ対象とせず協議対象としてよいですか。	①納期の遅れについて、その理由が受注者の責めに帰すべきものではないと認められる場合は、ペナルティは発生しないものとします。 ②令和4年度内の納車及び納車した月から96か月のリースが条件となります。 ③納車が11月中旬以降となる場合は納車までの間、同種の代車を無償で用意願います。なお、リース料の支払い開始月は納車があった月からとなります。
11	長納期の状況下であり、11月1日登録に間に合わなかった場合、登録の延長は問題ないですか。	
12	契約書案が有れば事前確認させて下さい。	別紙「公用軽自動車(バン)リース契約書(見本)」を確認願います。No.9～No.11の事情により第2条の賃借期間が変更となれば、それに伴った条文の追加もあり得ます。

吹田市教育委員会事務局用公用軽自動車リース契約入札に係る質疑回答

No.	質問事項	回答
13	契約保証が免除になる要件(類似の契約実績等)はありますか。	当案件において契約保証が免除になる要件はありません。
14	予算変更による解約が発生した場合、受注者初期投資を回収できなくなり損害を負ってしまいます。その際は解約金請求の協議をさせて頂くことは可能ですか。	可能です。
15	引取り車両の車検証の写しを頂くことは可能ですか。併せて走行距離も教えていただけますか。	車検証写しは受注者決定後、受注者へ渡すものとします。走行距離は(令和4年6月16日時点)133,805kmです。引き渡し時には、さらに走行距離数は伸びるものと御認識願います。
16	契約満了後に再リースを行う見込みはありますか。	再リースを行うこともあり得るものとします。
17	車両の廃棄処分について廃車予定の車両状況(車検証等)について教えてください。	車検証写しは受注者決定後、受注者へ渡すものとします。主な車両状況は以下のとおりです。 初年度検査年月:平成14年10月 メーカー及び車種:ダイハツ・ハイゼット 型式:TE-S200V 走行距離:133,805km(令和4年6月16日時点)

## 公用軽自動車（バン）リース契約書（見本）

（長期継続契約）

吹田市（以下「発注者」という。）と●●（以下「受注者」という。）とは、公用軽自動車（バン）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 受注者は、仕様書記載の条件を満たす公用軽自動車（バン）（以下「リース物件」という）を発注者の使用に供するものとして賃貸し、発注者はこれを借り受けるものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者受注者協議して定める。

3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和4年11月1日から令和12年10月31日までとする。

（賃貸借料）

第3条 リース物件の賃貸借料は、次のとおりとする。

(1) 総額 ●●円（うち消費税及び地方消費税の額 ●●円）

(2) 月額 ●●円（うち消費税及び地方消費税の額 ●●円）

(3) 年度ごとの金額

ア 令和4年度 ●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●円）

イ 令和5年度から令和11年度までの各年度 ●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●円）

ウ 令和12年度 ●●円（うち消費税及び地方消費税の額 ●●円）

（賃貸借料の請求及び支払）

第4条 受注者は、発注者の指示する手続きに従って、当該月分の賃貸借料を翌月初めに発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から発注者が適正と認める請求書を受理したときは、受理日から起算して30日以内に賃貸借料を受注者に支払わなければならない。

（契約の保証）

第5条 この契約に係る契約保証金は、「吹田市財務規則第115条第1項第7号の規定により免除とする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 本契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。

（一括委任等の禁止及び誓約書の提出）

第7条 受注者は、本契約の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、本契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第18条第3項第1号から第4号までのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第17条の3各号に該当する者を受任者または下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第17条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は賃貸借契約を一時中止することができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

（公租公課の変動）

第9条 賃貸借期間中、受注者が負担する当該リース物件にかかわる自動車税等に著しい変動があった場合は、変動額の負担について発注者受注者協議することができる。

（リース物件の引渡し及び引取り）

第10条 リース物件の引渡し及び引取り場所は、発注者の指定する場所とし、詳細については発注者受注者協議の上定める。

（善管注意義務）

第11条 発注者はリース物件を善良な管理者の注意義務をもって管理、運行しなければならない。

（点検整備等の実施及び費用負担）

第12条 受注者は、リース物件について、賃貸借期間中、次の各号に掲げる整備・点検を行い、その費用は受注者の負担とする。

- (1) 法定点検及びスケジュール点検（6か月点検）
- (2) 自動車検査
- (3) 一般整備・故障修理
- (4) 一般消耗品の交換
- (5) エンジンオイル・油脂類の交換

- (6) バッテリーの必要個数の交換
- (7) タイヤの必要本数の交換
- (8) エアコン・クーラー修理（ガス補充を含む）
- (9) 自動車税の納税
- (10) 自動車取得税の納税
- (11) 重量税の納税
- (12) 登録に関する諸費用の負担
- (13) 自動車損害賠償責任保険の加入

2 受注者は、前項第1号から第8号までの整備・点検等に当たっては、吹田市内及び隣接市区に所在するディーラー工場又は指定工場（特定指定工場は除く）において、発注者の業務に支障がないように、迅速かつ正確なメンテナンスを行うものとする。

3 前項の規定に関わらず、受注者は、軽微な点検・修理に関しては、受注者の指定する整備士を発注者の指定する場所に派遣し、実施することができる。

4 前3項の規定に関わらず、発注者は、緊急の場合には、受注者に連絡の上、第三者にリース車両の修理を依頼することができるものとする。ただし、発注者が受注者の承認なくして行った修理の費用については発注者がこれを負担する。

（自動車任意保険）

第13条 発注者は、リース物件について、賃貸借期間中継続して、自動車保険に別途加入するものとする。

（事故時の報告）

第14条 発注者は、リース物件に事故が発生した場合は、速やかに受注者に連絡するものとする。

（事故時の責任）

第15条 リース物件の運行管理に起因する第三者への損害については、発注者の責任において解決するものとする。ただし、受注者は必要に応じ、発注者に助力して解決にあたるものとする。

（損害賠償）

第16条 発注者または受注者は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は発注者受注者協議して定めるものとする。

（発注者の解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくリース物件を引き渡さないとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 前号の場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第18条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

第17条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第17条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう)を代表する者をいう)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第7条第2項の規定により第三者に委託し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第17条の4 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

第17条の5 発注者は、契約業務が完了するまでの間は、第17条、第17条の2、第17条の3及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、賃貸借料の未済額等については発注者受注者協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により契約の内容を変更したため賃貸借料の総額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約を履行することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第19条 受注者がこの契約に関して、第17条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第17条の2第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、年額相当額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第17条、第17条の2、第17条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第21条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は貸借料のうちからその金額を控除することができる。なお、不足を生ずるときは、追徴する。

(秘密の保持)

第22条 受注者は、この契約の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。貸借期間が終了した後も同様とする。

(補則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については発注者受注者協議して定める。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

発注者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 ●●